

エ リ ア サ ポ ー ト 体 制

エリアサポート推進協議会設置要領

第1 趣旨

この要領は、エリアサポート体制実施要綱第4条2の規定に基づき、エリアサポート推進協議会（以下「推進協議会」という。）の協議事項、委員及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 協議事項

推進協議会は、次の事項についてエリアの実情に応じて協議検討する。

- (1) エリアサポート体制、エリア巡回支援及びエリア研修の周知に関すること。
- (2) エリアにおける障がい児教育及び障がい児支援に係る各機関の施策推進上の課題に関すること。
- (3) (2)で整理した課題の解決のための具体的な連携の在り方に関すること。
- (4) その他、エリアにおける障がい児教育及び障がい児支援に係る各機関の施策推進上の課題解決のために必要な方策に関すること。

第3 組織

推進協議会は、別表を参考に、当該エリアの課題を解決するために必要とする各分野からの委員で組織する。

- 2 推進協議会に会長を置く。
- 3 会長は、エリアを管轄する県教育庁各教育事務所の教育推進課長をもって充てる。
- 4 会長は、委員の選定を行う。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が職務を代理する。

第4 委員の任期

推進協議会の委員の任期は、1年間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

第5 会議

推進協議会は、エリアを管轄する県教育庁各教育事務所が年1回開催し、会長が議事を運営する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 会長は、会議を開催するにあたり、円滑かつ効率的な協議のために、参集型会議、Web会議、書面による会議等、最も適当な運営形態により実施する。

第6 庶務

推進協議会の開催に係る庶務は、エリアを管轄する県教育庁各教育事務所において処理する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、推進協議会の開催に関して必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

付則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（委員関係）

（ 順不同 ）

No.	分野	所 属	役 職
1	教育	宮崎県教育庁教育事務所	教育推進課長
2		市町村教育委員会	主管課長
3		宮崎県教育庁特別支援教育課	教育推進担当リーダー
4		宮崎県教育研修センター学習研修課	特別支援教育担当リーダー
5		モデル園	園長
6		小・中・義務教育学校エリア拠点校	校長
7		小・中・義務教育学校エリア通級拠点校	校長
8		高等学校通級拠点校	校長
9		チーフコーディネーター配置特別支援学校	校長
10	保健	市町村保健師業務主管課	課長
11	福祉	市町村障がい者（児）支援業務主管課	課長
		児童相談所	課長
		発達障害者支援センター	センター長